

近世中期・後期関宿藩支配関係についての考察

― 相模国・和泉国飛地領の成立と変遷 ―

中村 正己

はじめに

関宿藩所領地の中には、寛文九年（一六六九）藩主久世広之が関宿藩に入封以前から天和三年（一六八三）八月藩主久世重之が備中国庭瀬藩に転封迄の相模国四郡内四十八か村、元禄元年（一六八八）藩主牧野成貞与えられた加増地和泉国三郡内二十九か村は、いづれも関宿藩の飛地領であった。本稿では、二国内の飛地領の成立とその変遷についてみることにした。

一 藩主久世広之の治世並びに所領地について

藩主久世広之（一六〇九―一七九）の治世は、慶長十四年（一六〇九）広宣の三男として、武蔵多摩郡南沢村にて生まれる。元和三年（一六一七）時の將軍秀忠に初見し、寛永元年（一六二四）小姓組に命ぜられる。同三年父広宣の全所領のうち上総国内五百石を分地され、広之は、はじめて所領を持ち、分家する。十三年には従五位下大和守に叙任。十五年小姓組番頭と進み、十七年將軍家光の側近となる。十八年上総国内四千五

百石を加増され、計五千石を支配した。

慶安元年（一六四八）九月、相模国海老名領（現神奈川県海老名市）、武蔵国小机領（現横浜市）上総国海保領（現千葉県原市）のうちに五千石を加増

万治二年（一六五九）十月相模国高座郡内（現神奈川県相模原市・座間市）五千石を加増

寛文二年（一六六二）二月若年寄となり武蔵国久良岐郡（現神奈川県）五千石加増。同三年八月老中職となる。

四年四月相模国三郡内、武蔵国三郡内、上総国五郡内、下総国一郡内、下野国一郡内、常陸国一郡内以上五カ国十四郡内に二万石を加増。

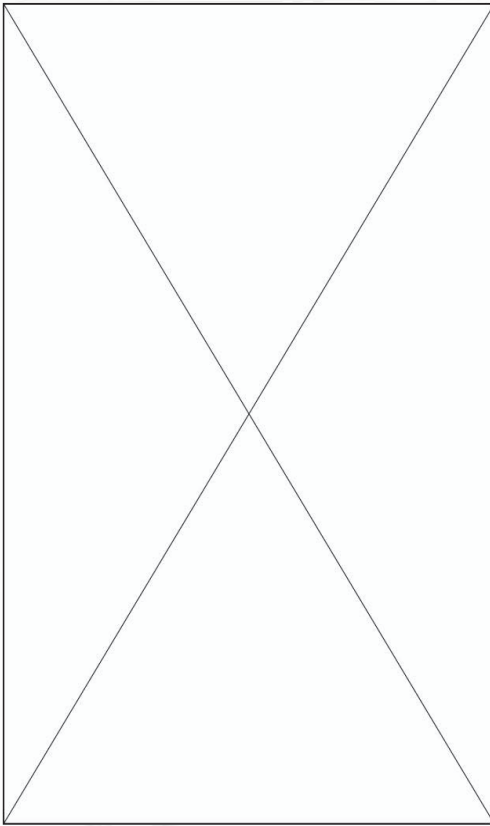
（各国郡名の所領高については表一参照）

同九年六月右記に述べた所領内のうち相模国大住郡、武蔵国都筑郡、久良岐郡、上総、下総、下野、常陸の所領地を下総国猿島郡、相馬郡、葛飾郡、常陸国新治郡、筑波郡に領地替となり、更に一万石を与えられ計五万石で関宿藩に入封する。

表一 寛文4年(1664)久世氏所領高

国名	郡名	村数	現地名	石高
相模	高座	24	神奈川県	8,262,487
		23		4,454,000
	1	138,570		
	計	48		12,855,057
武蔵	橋本	9	神奈川県	2,647,867
		3		800,000
	22	50,000		
	計	34		3,497,867
上総	望都	1	千葉県	620,890
		10		2,735,331
	3	202,743		
	8	1,424,156		
	2	2,078,310		
計	24	7,061,143		
下野	結城	14	茨城県	10,648,207
下野	都賀	5	栃木県	380,924
常陸	河内	4	茨城県	606,535
合計		129		35,049,733

表二 相模国久世広之所領並びに検地年代



二 相模国高座郡、愛甲郡について

城付格となった藩主広之所領の中には、相模国内に十四年間に亘り閑宿藩の支配下におかれた飛地領があり(表二)、広之の遺領として藩主久世重之が嗣いだものである。

それら、相模国内所領の詳細については、高座郡内中野村に残る「中野村子ノ物成割付状」は久世氏所領のうちで最も早い時期の年貢割付状をみる事ができる。

この年貢納米辻高は、慶安元年より久世氏が関宿へ入封する迄のものである。

中野村子ノ物成割付状

高四百六石七斗四升六合

一田有高百九拾八石四斗

納米八拾五石式合八勺六才

四ツ三分取

一畑有高百五拾式石九斗四升六合

納米六拾四石式斗三升七合三勺式才

四ツ式分取

一田有高拾六石五斗七升合二勺

納米八石四斗五升式合八勺九才

五ツ卷分取

一畑有高八石九斗七升五合三勺

納米四石壹斗式升八合六勺三才

四ツ六分取

一畑有高六斗式升六合

納米三斗七升五合六勺

六ツ取

望地村分

五口納米合百六拾貳石五斗七合三勺

一新田貳反八畝貳拾三歩

納米三斗七升三合

一新畑三反四畝七歩

納米四斗四升五合三勺

二口納米合八斗壹升八合三勺

本新田畑納米合百六拾三石三斗貳升五合三勺三才

此俵四百六拾六俵貳斗貳升五合三勺三才

右定之通當霜月中急度可令皆落者也 仍如件

慶安元子ノ十一月日

大和[㊦]

名主

百姓

中野村、太郎左衛門、望地村分の田畑納辻高を年次別に整理すると表三のとおりであり、取米分をみると中野村では本田が三五%から四六・二%、本畑二〇%から四六%、新田は一斗三升から五斗、太郎左衛門分は、本田四〇%から五六%、畑二〇%から五六%、新田一斗三升から五升、望地村分は本畑五六%から六〇%、新畑一斗三升から八升の割合であった。但し新田畑は一反に付きの換算である。

更に、久世氏は、相模国内で座間領の形成を図る政策を打ち出した。⁽²⁾

寛文二年(一六六二)同四年検地施行を基礎として高座郡内の上九沢村、下九沢村、大嶋村、田名村、上溝村、下溝村、当麻村、磯部村、新戸村、上相原村、橋本村、小山村、淵野辺村、座間宿村、座間入谷村、新田宿

表三 中野村年貢納辻高表

年代	俵	田一斗	畑一斗	納米一升	辻高一合	高勺	才
慶安 1. 11 (1648)	466	0	2	5	3		3
慶安 2. 10 (1649)	484	3	3	2	6		9
慶安 3. 10 (1650)	459	1	9	3	0		9
慶安 4. 10 (1651)	456	0	2	3	2		9
承応 1. 11 (1652)	417	2	4	4	0		5
承応 2. 11 (1653)	403	0	3	9	7		4
明暦 2. 11 (1656)	405	3	4	0	9		8
明暦 3. 11 (1657)	388	0	0	7	4		5
万治 1. 10 (1658)	392	2	0	7	6		1
万治 2. 10 (1659)	407	0	7	8	5		0
寛文 1. 10 (1661)	410	2	2	3	0		4
寛文 2. 10 (1662)	415	0	1	5	0		0
寛文 3. 10 (1663)	405	0	7	7	0		0
寛文 4. 10 (1664)	409	2	2	0	0		0
寛文 5. 10 (1665)	392	0	1	4	0		0
寛文 6. 10 (1666)	414	2	6	5	0		0
寛文 7. 10 (1667)	395	3	4	5	0		0
寛文 8. 10 (1668)	344	2	6	4	0		0

付記 納3斗5升入

村、合計十六か村すべてを座間領として編成替えをおこない、広之は、座間宿村に陣屋を設けて、広之、重之二代二十余年に亘り一支配単位として支配を続けた。

十六か村うち上相原、橋本両村は一時津久井領に編入されたこともある。また、相模国内の検地施行については、寛永・正保期にかつての駿河

大納言忠長、松平伊豆守信綱の領主時代ほとんど手をつけずおかれた。編成替えによって座間領は形成され、津久井領と共に、久世氏の家臣年寄衆富田善石衛門、吟味衆下河辺次郎太夫、勘定衆山路久兵衛・川田吉左衛門などを配置し、その下に在地の有力な名主に対して名主給米や領内の山林管理に当たる山守給米などの扶持を定め「在郷目附」として年貢収納や訴訟の内済にあたらせた。

延保六年（一六七八）九月座間領内十四ヶ村小物成帳はその一例である（表四）。

三 和泉国大鳥郡・泉郡について

和泉国泉・大鳥両郡内二十九カ村の幕領地（直割地）は、元禄元年（一六六八）関宿藩主牧野成貞へ石高一万余石の新恩として与えられた。

（表五）後宝永二年（一七〇五）十月遠江国吉田藩から転封してきた藩主重之の所領地となり、明治維新まで久世氏支配が続くこととなった。

將軍綱吉の側用人として中核的存在にあった成貞（一六三四—一七一）は、家老を歴任し寛文十一年（一六七二）従五位下備後守に叙任。

天和三年（一六八三）九月下総国葛飾、相馬、猿嶋、岡田、武蔵国葛飾、常陸国筑波、信太、河内、下野国芳賀、塩谷、那須郡内所領地五万三千石余の石高で関宿藩に襲封。新恩は和泉国の外に下総国相馬、常陸国筑波、下野国塩谷、那須の三方国四郡内に一万石を加増、都合七万三千石余を領有する。

表四 延保6年(1678)9月 座間領小物成帳

村名	柿石	渋斗	割升	本合	大石	豆斗	油石	荳升	米升	主斗	給升	山守給米俵	繩	薙	枚房
磯部村	1	8	5	4	6	3	1	2	3	3			薙大中	51	枚房
													繩	137	房
													薙大	46	房
当麻村	1	8	5	3	4	2	2	7	4	0	7		薙大	40	枚房
													繩	137	房
													薙大	35	房
下溝村	7	4	0	3	2	2	1	3	2	0	2		薙大	39	枚房
													繩	111	房
													薙大	34	房
上溝村	1	2	3	5	6	4	5	3	3	3	2		薙大	37	枚房
													繩	96	房
													薙大	34	房
田名村	1	2	3	9	2	7	6	8	5	2	0		薙大	42	枚房
													繩	111	房
													薙大	37	房
大嶋村	9	8	5	4	8	4	8	6	3	3	3				
上九沢村	3	7	0		6	5	8	0	1	6	0				
下九沢村	9	8	5	2	6	2	3	3	1	3	0				
小山村	1	1	1	3	8	3	5	2	2	3	5				
入谷村				4	0	2	6	9	3	0	6		薙大	45	枚房
													繩	120	房
													薙大	40	房
宿村				4	4	2	9	7	5	0	5		薙大	50	枚房
													繩	135	房
													薙大	45	房
新戸村				3	8	2	5	5	2	3	7		薙大	43	枚房
													繩	114	房
													薙大	38	房
新田村									1	1	0		薙大	50	枚房
													繩	135	房
													薙大	45	房
橋本村									4	0	4				
入谷村												5			
入谷村												3			
合 計	50石					39石	2斗	3升	45俵	1升			薙大	379	枚房
	俵								俵	3斗	8升	入	繩	995	房
		125俵											薙大	334	房
		4斗													

出典 座間市史2 近世資料編

四 天保上地令と関宿藩主久世氏抵抗運動⁽⁶⁾

藩主広周(一八一九—一八六四)時代、天保十二年(一八四一)五月十五日老中水野忠邦の建議により、將軍家慶が諸老中を呼んで上意を伝えた天保の改革は、寛政、享保の二大改革と共に研究者の間で広く研究されている。

この天保上地令は、水野忠邦が政治上最も各方面に影響を及ぼした政策であり、彼の失脚の直接の原因の一つでもあったといわれている。

大阪周辺では天保十四年(一八四三)六月十五日「今度御取締之のため大阪御城最寄一円御料所可被成置旨」という理由で公表された。

大阪最寄り上知対照は、大阪周辺に飛地を持つ諸大名と旗本ほぼ全部に及んだ。実施目的については「今度御取締のため」と書かれているだけで詳細な説明がない、その理由について福島雅藏氏は、次ぎの三点について述べている。⁽⁶⁾ その一つは幕府の財政補強のため、薄免と高免の私領の交換。二つ目には幕府の知行割を徹底させ、領地の入組や錯綜からくる支配体制緩和の防止。第三には諸外国の勢力接近にともなう対外危機に即応する国土防衛体制強化。

以上の点から、大阪城最寄一円(摂津・河内・泉・山城・大和各国)はじめ江戸城最寄一円が対象地に上げられた。

対象領地関宿藩久世氏の場合は、大鳥郡内十二か村四七九五石余、泉郡内十七か村五六九石余が適用範囲となった。天保十四年上地令に対して関宿藩私領の抵抗運動経緯並びに結果については左記のとおりであ

る。⁽⁷⁾

七月十三日 朝五ツ時、藩了簡役松葉庄三郎、小野林利兵衛、大庄屋和田豊三郎、杉本与三兵衛、荒木為三郎、荒木吉左衛門が伏尾村関宿藩陣屋に呼び出され、陣屋詰藩役人から「大阪御城近辺御取締」に付き、代官支配になる旨の上知内達ある。

これにより、村差出明細帳、寺社差出明細帳、溜池樋帳など諸書類簿提出を命じられ、築山茂左衛門、竹垣三右衛門立合役所から上地両郡二十九か村より惣代の出頭指示が出される。

七月二十三日 大鳥郡惣代、庄屋恒次郎(八田平井村)、庄屋嘉兵衛(和田村)、泉郡惣代、庄屋裕次郎(内田村)、庄屋吉左衛門(国分村)以上四人陣屋役所出頭。天保八年から十三年迄の年貢取米と村高、天保四年から十一年間免定、皆済目録、年貢銀米割賦帳など提出が求められた。

七月二十四日 伏尾村陣屋において大庄屋四人、惣代四人が差出しの諸書類吟味する。

七月二十七日 諸書類は大庄屋預かりとなり、翌日目録認める。

八月 二日 郷中のすべての書類築山・竹垣両氏立合代官所へ提出。

八月 十三日 庄屋恒次郎、庄屋三郎左衛門(松尾寺、春木村)了簡役手伝い出頭。各村ごとの免定及び皆済目録など年貢本途帳に認めたことにより返却される。

八月二十八日 深井村の銀主外山平八郎より、大鳥郡七か村、泉郡十五か村の合計二十二か村に対して借銀の返済期日を九月二十五日限り全

額返済願書が出される。このことは、近在の銀主並びに各村と領主間の夫食拝借の貸借関係は土地令の実施前に速やかに返済することが要求されたものである。これに対して、外山銀借用の二十二か村惣代、庄屋は取り決め通り本年分借用銀は十一月二十五日限り、残りの借用銀は当初より十七年迄の年賦割で返済のことを領主久世氏から銀主外山氏に掛け合ってほしい旨。更に期限延期願の口上書を提出。

八月二十九日 郷惣代恒次郎、嘉兵衛、善右衛門、森陣大夫四名からも返済方法について同様の趣旨で嘆願。

九月十五日 大鳥・泉両郡内二十九か村の夫食料は、伏尾新田、唐国両二カ村を除き、領主から銀九貫三百七十四匁二分拝借。返済方法は無利子十カ年賦で毎年十二月返済也。天保十四年までの四カ年間の返済済額合計三貫七百四十九匁七分七厘であった。残銀五貫六百二十四匁五分二厘を返済することになっていたところ、土地の結果陣屋詰めの役人引き上げにより、「救急安民録」(凶作飢饉時備荒貯穀 講会の開催が不可能となるので、講会時の銀子預かり役に外出(深井村)、沢(平井村)、中辻・米田(伏尾村)などの近在諸銀主世話役方を依頼し、満会の際は、「安民録」積金のうちから札一枚につき銀五貫三百匁を取り崩す。また札持が銀子借用の時は、利息は月六朱で貸し付けたい旨庄屋年寄の連印で代官所へ願書提出する。

関宿藩領の「緊急安民録」なる仕法は、天明の飢饉を機会に組織化された。のちに天保期例年の凶作の結果、貯穀増加の仕法替えがおこなわれた。小物成年貢は「夏成麦」一人に付き糶八合の割合で収納は毎年六

月二十日、その時の相場で銀納に替えてもよい、収納した麦代銀で秋作納時の買糶に充当するほか、秋作糶は一人五合づつ毎年十月二十日まで収納し村方で貯穀(積穀)したものであった。

九月十七日 拝借の外山銀一件で大庄屋三名、利息金のみ九月二十日限り返済する。なお、元利金については年賦償還の旨願書提出

閏九月十三日 老中水野忠邦失脚とともに、土地令は撤廃され夫食拝借の残銀の返済をはじめ、上神和田村二貫四百匁、梅村一貫六百匁、三林村五貫四百匁の特別拝借金もすべて返済免除となった。

九月二十五日 大庄屋、了簡役、村々の庄屋など代官所へ出頭し、土地令撤廃を喜び郷中二十九カ村から金百両。大庄屋三人から金三分ずつ、了簡役二人から金二分ずつ、取締役から金二分、郷中庄屋二十五人から金六両一分、村年寄から金三両一分合計金百十八両一分を領主久世氏へ献上賜わる。

また、領主からは奉行、代官、手代の陣屋役人へ各々金五両ずつ、大庄屋へ各々金二両ずつの功勞金が与えられた。

むすびにかえて

以上、関宿藩領の飛地における相模・和泉両国についてその支配過程をみた結果、その一つは相模国所領域は、久世氏自ら総検地を実施し同時に領地の編成替えをおこない永高制から石高制に切り替えた政策と政治政策以外でも⁽⁸⁾「九左衛門御法度書」史料でも明らかのように理不尽な

訴訟を起こした者は田畑を没収し、村内から追放する統制強化を図ったことが特徴的である。

二つ目には、私領和泉国は、一八〇余年間後期久世氏支配の下に藩財確立のため天保改革上地令に反対し、老中水野忠邦の地位を失わせ年貢増収政策を展開したものと考えられる。

註

(1)(9) 慶安元年十一月から寛文八年十月迄の中野村年貢割付状に関しては、『海老名市史 資料編近世II』(一九六八年、海老名市) 一七二～一九二頁所収。

(2) 『相模原市史 第二巻』(一九六七年、相模原市) 第一章近世前期の相模原。久世氏とその所領 五四～五六頁。久世氏の政策 五七～五八頁。

(3) 延保六年九月久世氏支配座間領十四カ村小物成本帳(関宿領久世領)に關しては、『座間市史 2 近世資料編』(一九九一年、座間市) 三二～三七頁所収。

(4) 『堺市史』続編第一巻(一九七一年、堺市) 第三編近世編第一章幕藩体制の成立と堺 久世氏とその支配 五四七～五四九頁。

(5)(7) 天保改革上地令に關しては、『堺市史』続編第一巻第一節天保改革と村落の情勢 二上地令への抵抗、久世氏への上地通達、久世領の反対運動 一〇三三～一〇三八頁所収。

(6)(8) 福島雅藏『幕藩体制の地域支配と在地構造』(一九九一年、柏書房出版) 第二部経済構造と社会 第七章天保の上地令と都市近郊村の情勢 二関宿藩泉州飛地と天保上地令 一四一～一四八頁。

【参考文献】

- ・神崎彰利「関宿藩主久世広之 関宿入封以前」(『町史研究下総さかい』第二号、一九九六年、境町史編さん委員会)
- ・『藩主大事典』第二巻関東編(一九八九年) 雄山閣出版

(境町教育委員会町史編さん室)